

静岡県医療分野の賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金 申請の概要

申請受付期間

令和8年6月1日(月) ~ 令和8年6月30日(火)(消印有効)

1. 診療所等賃上げ支援事業

交付額	診療所 (内科・歯科)	有床診療所(3床以上) 1病床当たり 72,000円以内 有床診療所(1~2床) 1施設当たり 150,000円以内 無床診療所 1施設当たり 150,000円以内
	保険薬局	当該保険薬局が所属する同一グループ内の保険薬局の数(当該保険薬局を含む)により以下のとおり。 ・1店舗以上5店舗以下 1施設当たり 145,000円以内 ・6店舗以上19店舗以下 1施設当たり 105,000円以内 ・20店舗以上 1施設当たり 70,000円以内
	訪問看護ステーション	1施設当たり 228,000円以内
対象者	有床診療所 (内科・歯科)	令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
	無床診療所 (内科・歯科)	令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
	保険薬局	令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
	訪問看護ステーション	令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のための訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設

2. 診療所等物価支援事業

交付額	診療所 (医科・歯科)	有床診療所(14床以上) 1病床当たり 13,000円 有床診療所(1~13床) 1施設当たり 170,000円 無床診療所 1施設当たり 170,000円
	保険薬局	当該保険薬局が所属する同一グループ内の保険薬局の数(当該保険薬局を含む)により以下のとおり。 ・1店舗以上5店舗以下 1施設当たり 85,000円 ・6店舗以上19店舗以下 1施設当たり 75,000円 ・20店舗以上 1施設当たり 50,000円
対象者	有床診療所 (医科・歯科)	健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。 ※令和8年3月31日まで運営を継続している施設を対象とする。
	無床診療所 (医科・歯科)	
	保険薬局	

◆書類の提出方法

申請単位	個人 又は 法人 ※同一法人が複数の施設を開設する場合、法人単位での申請も可能です。
------	---

必要書類	補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書 (様式第1号)		記入例を参考に作成をお願いします
	1. 診療所等賃上げ支援事業	診療所等賃上げ支援事業申請一覧 (別紙様式1-1)	記入例を参考に作成をお願いします
		診療所等賃上げ支援事業申請書 (別紙様式1-2)	記入例を参考に作成をお願いします
		賃金改善報告書 (別紙様式2及び別紙)	記入例を参考に作成をお願いします
	2. 診療所等物価支援事業	診療所等物価支援事業申請書 (別紙様式3)	記入例を参考に作成をお願いします
診療所等物価支援事業 振込先金融機関の口座が 確認できる通帳のコピー等		通帳のオモテ面 及び 通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、 名義人(フリガナ)が確認できるもの	

提出先

〒420-0857 静岡県葵区御幸町11-30 エクセルワードビル12階
静岡県医療分野の賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金事務局 宛

問合せ先

電話番号 050-3318-1106
(静岡県医療分野の賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金事務局)

対象の医療機関等には、支援金事務局から申請書類等を順次郵送していますので、申請の際に御利用ください。

※様式第1号～別紙様式3は、県ホームページからもダウンロードが可能です。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1047628/1079329/index.html>)

◆注意事項

共通事項

病床数

申請対象となる病床数

病床数は、令和7年8月1日時点の使用許可病床数に基づいて申請してください。ただし、「病床数適正化支援事業」により同年8月2日以降に削減した病床数は除きます。

保険薬局

保険薬局の数

厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数となります。

1. 診療所等賃上げ支援事業のみ

対象者

申請の対象とならない者

以下の施設は本事業の対象としません。

・申請時点で令和8年7月31日までの廃院・廃止を予定している施設
(ただし、同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象)

重複受給

県が実施する他の支援金との重複受給

医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについては、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」と双方申請することができます。ただし、重複受給はできないため、双方の補助金の交付を受けた場合は、原則補助金合算額以上に賃上げ事業を実施してください。